

# 組合だより News Letter

№18  
●●●●●●●●●●  
2022.9 発行

岐阜県岐阜市数田南5丁目14番12号  
(公社)岐阜県都市整備協会内  
関市平賀第一土地区画整理組合 事務局  
電話 058-274-0080



初秋の候、組合員の皆様におかれましては、当組合の事業推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
当組合は、保留地の販売の早期完売を目標にし、役員一同進めております。事業が円滑に進むよう、今後もより一層取り組んで参りますので、宜しくお願ひいたします。

## topic 1

### 宅地（保留地）の販売について

当組合は、宅地（保留地）を引き続き販売しています。  
早期の完売の為に、組合員の皆様のご協力が必要となります。お知り合いの方で土地をお探しの方がみえましたら、ぜひご紹介いただくと幸いです。



#### おすすめポイント!

##### 周辺施設が充実子育てしやすい環境

保育園・小学校が近くにあるので、子育て世代の方におすすめです。区画整理事業地内には公園もあり、休日には多くのお子様利用しています

##### 区画整理事業により整備された公共施設

区画整理事業により周辺道路等が整備されています

##### 関市移住定住支援 3 世代同居世帯奨励金

関市の補助事業による、移住定住支援があります  
詳細は、「関市移住・定住ポータルサイト」からご確認ください

#### 販売情報について

詳細な宅地（保留地）販売情報は、パンフレット及び(公社)岐阜県都市整備協会のホームページからご確認いただけます  
詳細な説明が必要な場合は、事務局 [058-274-0080] までご連絡ください。

#### 販売状況について

- 販売区画数 32区画 / 72区画
- 販売金額 440,537,344 円 / 752,500,000 円
- 販売面積 9,537 m<sup>2</sup> / 17,102 m<sup>2</sup>
- 進捗率 58% ※事業計画ベース



販売パンフレット

## topic 2

### 第24回総会開催のご報告

右記のとおり、第24回総会を開催しました。組合員の皆様におかれましては、会場へのご出席及び書面表決書のご提出をいただき有難うございました。当日は、関市議会議員 渡辺 英人 様にご来賓として出席いただきました。提出された議案については、承認されました。



栗山理事長あいさつ



関市議会議員 渡辺英人様あいさつ



議決状況

#### Information

- 開催日時 令和4年7月28日(木)午後7時より
- 開催場所 平賀公民センター
- 出席者 組合員総数 74名  
出席者 60名  
(内委任状提出者 3名)  
(内書面表決書提出者 38名)
- 議案 令和3年度事業費収入支出決算及び事業報告並びに財産目録について

#### 令和3年度事業費収入支出決算書

収入金		支出金	
項目	決算金額	項目	決算金額
借入金	34,296,314円	工事費	5,071,000円
補助金	3,757,000円	補償費	0円
保留地処分金	66,081,600円	調査設計費	25,462,800円
雑収入	1,755,253円	負担金	0円
清算金	0円	会議費	16,081円
繰越金	68,430円	事務所費	6,571,294円
		償還費	68,537,266円
		管理費	0円
		雑支出	121,100円
		清算金	0円
		予備費	0円
合計	105,958,597円	合計	105,779,541円

## topic 3

### 組合員の皆様へお願い

ご不明な点がございましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。

#### ■土地の管理について

当地区が良好な住環境の美しいまちとなりますよう、皆様の土地については、各自にて除草など土地の管理をしていただきますようご協力をお願いします。  
※除草作業が難しい方は事務局までご相談ください。

#### ■土地の売買について

早期の事業完成に向け、宅地(保留地)販売中においては、可能な限り土地の売買をお控えいただきますようご理解、ご協力をお願いします。

#### ■土地所有権移転の届出

土地所有権を移転(売買、相続、贈与等)された場合は、新旧両所有者連名の上、組合事務局に届け出てください。

#### ■各種証明書の発行

仮換地証明・底地証明等の各種証明書は、有料にて組合事務所で発行しております。

❖仮換地指定がされると、法務局備え付け図面と現況が一致しなくなるため、従前と仮換地の関係を証明するものです。

#### ■建築行為等の届出

当地区内において、次の行為を行う場合は、許可申請が必要となります。組合事務局までご連絡・ご相談ください。

建築物及び工作物の新築・増築・改築・土地の形質の変更、移動の容易でない物件の設置、たい積を行う場合(土地区画整理法76条第1項)